

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び高砂市契約規則（平成7年高砂市規則第3号。以下「契約規則」という。）第5条の規定により公告する。

令和2年7月10日

高砂市長 都 倉 達 殊

1 入札に付する事項

- (1) 件名
高砂市庁舎で使用する電力調達（長期継続契約）
- (2) 仕様等
別紙「高砂市庁舎で使用する電力調達（長期継続契約）仕様書」のとおり
- (3) 契約期間
令和2年10月1日から令和5年1月31日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。）

2 入札参加資格

この入札に参加することができる者は、この公告の日から入札の日（以下「入札日」という。）までにおいて、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく契約規則等による入札参加の資格制限に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 高砂市外に本社、営業所等を有する者にあつては、国税に滞納がないこと。ただし、高砂市内に本社、営業所等を有する者にあつては、市税及び国税に滞納がないこと。
- (5) 高砂市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日及び入札日のいずれにおいても受けていないこと。
- (6) 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 別に定める「高砂市電力の調達に係る環境配慮方針」の「環境配慮状況の基準」を満たしていること。

- (8) 仕様書等の内容を熟知し、電力供給内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 契約条項を示す場所及び期間

本件に係る契約書等は、次のとおり公開する。

- (1) 公開期間
令和2年7月10日（金）から同月20日（月）まで
- (2) 公開場所
高砂市ホームページ

4 入札参加申込書等の交付期間、交付場所及び交付方法

- (1) 交付期間
令和2年7月10日（金）から同月20日（月）まで
- (2) 交付場所
高砂市ホームページ
- (3) 交付方法
無料で交付する（高砂市ホームページからダウンロードすること。）。

5 入札参加資格の確認申請及び結果通知

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書兼誓約書及び参加資格確認資料等（以下これらを「申請書類」という。）を次の(1)から(3)までに定めるところにより提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 提出期間
令和2年7月13日（月）から同月20日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- (2) 提出場所
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市企画総務部総務室総務課 電話番号 079-443-9003
- (3) 提出方法
一般書留郵便により(2)の提出場所に郵送で提出すること。ただし、期限までに必着のこと。
- (4) 結果通知
令和2年7月27日（月）までに郵送又はファクシミリにて通知する。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時
令和2年8月7日（金）午前10時45分から
- (2) 入札及び開札の場所
高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市役所第1上下水道庁舎3階入札室

電話番号 079-442-2101 内線4294

(3) 入札書の提出期限及び提出場所

令和2年8月6日(木)午後5時までに、入札書を次に掲げる提出先に一般書留郵便による郵送又は持参により提出すること。

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市財務部財務室契約管財課

電話番号 079-443-9011

なお、詳細については、別紙「入札に関する特記事項」を参照のこと。

(4) 開札

上記(1)及び(2)の日時及び場所において行う。

なお、入札者の立会いは任意とする。

(5) 落札者の決定方法

契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 (7)クによる契約単価に基づいて算出された契約期間に係る電気料金の予定総額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の日までに納付すること。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を同日までに提出したとき等契約規則第30条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到着していること。

イ 入札者又はその代理人が当該入札において2通以上した入札でないこと。

ウ この入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってなされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

カ 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることはできないものとする。

キ 代理人が入札をする場合は、職員の指示により委任状を契約担当者に提出すること。

ク 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月別の電力量等の契約単価を設定することを条件とする。

なお、この単価には、燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を除く電力の供給に必要な一切の諸費用を含むものとする。

ケ 落札者の決定は、上記クによる契約単価に基づいて算出された契約期間に係る電

気料金の予定総額を月数で割った「月額平均の電気料金（1円未満の端数を切り捨てた金額）」の比較によって行うものとする。

コ 月額平均の電気料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

なお、消費税率及び地方消費税率は、いずれも入札日時点の税率とし、全ての契約期間を当該税率で算出するものとする。

サ 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳を入札書に添えて提出すること。この場合において、積算内訳は、別に定める入札金額積算内訳書に記入すること。ただし、当該入札金額積算内訳書に積算の内訳を記載できない場合は、当該入札金額積算内訳書を見本に任意の様式を作成し、提出すること。

シ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ス 入札の執行回数は、1回を限度とする。

(8) 支払条件

月払とする。

(9) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、入札説明書による。